

## 賃金の預金口座振込に関する労使協定書

〇〇株式会社（以下「会社」という。）と会社の従業員代表〇〇〇〇とは、従業員の賃金の預金口座振込による支払方法に関し、下記のとおり協定する。

（賃金の口座振込払い）

第1条 会社は、従業員各人の同意を得て、本人の指定する預貯金口座に賃金を振り込むことができる。

（対象従業員）

第2条 口座振込払いの対象となる従業員は、会社のすべての従業員とする。

（対象賃金）

第3条 口座振込払いの対象とする賃金は、毎月の給料、賞与及び退職金とし、その金額は各従業員の申し出た額とする。

（対象金融機関の指定）

第4条 従業員は、自由に口座振込の対象金融機関を指定することができる。ただし、金融機関を変更する場合は、振込を予定する日から15日以上前に会社に申し出るものとする。

（実施日）

第5条 口座振込による賃金の支払いは、 年 月 日以降実施する。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとし、満了日の1か月前までに協定当事者のいずれからも申出がないときは、同一条件をもって1年まで更新するものとする。

以上の協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ協定当事者が各々1通ずつ所持する。

年 月 日

〇〇株式会社 従業員代表 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印